政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する 特別委員会会議記録

- 1. 日 時 平成 27 年 10 月 22 日(木) 午後 1 時
- 1. 場 第5委員会室
- 1. 出席委員

委	員	長	松	井		努
副	委 員	長	越	JII	雅	史
委		員	髙	坂		進
	"		鈴	木	雅	斗
	"		三	浦		成
	IJ		ほそ	そだ	伸	_
	IJ		石	原	よし	のり
	"		西	村		敦
"		佐	藤	ゆきのり		
	IJ		金	子	貞	作
	IJ		宮	本		均
	IJ		稲	葉	健	<u> </u>
	IJ		加	藤	武	央
	IJ		秋	本	0 4	子
	"		堀	越		優

# 1. 欠席委員

なし

# 1. 会議に付した事件

- (1)青山ひろかず議員、松永鉄兵議員の証人出頭要求及びかつまた竜大議員、湯 浅止子議員の参考人招致の議決について
- (2)両証人に通知する「証言を求める事項」及び両参考人に通知する「聴取事項」について
- (3)本委員会として尋問・意見聴取すべき事項について
- (4)証人尋問の方法等について
- (5)意見聴取の方法等について
- (6)鈴木啓一氏の証人出頭要求の変更について
- (7)本委員会として尋問すべき事項について

- (8)証人尋問の方法等について
- (9)地方自治法第100条第1項に基づく、記録提出について
- (10)次回の開催について

午後1時1分開議

**〇松井 努委員長** ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員 の調査に関する特別委員会を開きます。

**〇松井 努委員長** まず、証人出頭要求及び参考人招致の議決についてであります。

前回、10月9日に開催した本委員会終了後、事務局を通じて青山ひろかず議員 及び松永鉄兵議員に対し、11月12日木曜日及び13日金曜日のうち出頭が可能な日 にちを確認したところ、青山ひろかず議員は両日とも可能、また、松永鉄兵議員 は11月12日木曜日のみ可能との回答がありました。また、同じくかつまた竜大議 員及び湯浅止子議員に対し、11月12日及び13日のうち出頭が可能な日にちを確認 したところ、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員、ともに両日とも出席が可能と の回答がありました。

〇松井 努委員長 つきましては、青山ひろかず議員、松永鉄兵議員に対する証 人出頭要求及びかつまた竜大議員、湯浅止子議員に対する参考人招致の日時につ いてですが、委員長といたしましては、委員の皆様から提出いただいた通告内容 に鑑み、相当な時間がかかるものと思われますので、11月12日木曜日午前10時に かつまた竜大参考人、午後1時30分に松永鉄兵証人、翌11月13日金曜日午前10時 に湯浅止子参考人、午後1時30分に青山ひろかず証人としたいと思います。いか がいたしますか。御意見を伺いたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** それでは、まず、青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に対する証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査を行うため、平成27年11月12日午後1時30分に松永鉄兵議員、平成27年11月13日午後1時30分に青山ひろかず議員に対して、それぞれ証人として本委員会への出頭を求めたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

**〇松井 努委員長** 挙手多数であります。よってそのとおり決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に対する参考人招 致に関する件についてお諮りいたします。

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査を行うため、かつまた竜大議員に対しては平成27年11月12日午前10時に、また、湯浅止子議員に対しては平成27年11月13日午前10時に、それぞれ参考人として本委員会への出頭を求めたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

## [賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

**〇松井 努委員長** ただいま青山ひろかず議員、松永鉄兵議員に対する証人出頭 要求及びかつまた竜大議員、湯浅止子議員に対する参考人招致を議決いたしまし たが、まず、両証人及び両参考人に通知する証言を求める事項及び聴取事項につ いて御協議をいただきたいと思います。

両証人及び両参考人には、それぞれ議長から本委員会への証人出頭請求書、参 考人出席要請書を送付いたしますが、その際、当日どのようなことについて証言 または意見聴取を求めるのか、あらかじめ具体的な証言を求める事項・意見聴取 事項を通知しておく必要があります。

お諮りいたします。証言を求める事項及び意見聴取事項として、お手元に配付 の通告の内容をそれぞれ通知いたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求 めます。

### 〔賛成者挙手〕

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

なお、本委員会の運営要領を、出頭請求書及び出頭要請書とともに両証人及び 両参考人へも配付いたしますので、御了承願います。

**〇松井 努委員長** 次に、本委員会として尋問・意見聴取すべき事項についてであります。

委員長が行う共通尋問・意見聴取事項については、次回の本委員会までに事前に委員の皆様に配付をし、次回委員会の証人または参考人の入室前に皆様の了承を得たい、このように考えておりますので、御了承願います。

**〇松井 努委員長** 次に、青山ひろかず議員及び松永鉄兵議員に対する証人尋問 の方法等についてであります。

尋問の方法については、先日行った証人尋問と同様の方法により運営いたしたいと思いますが、尋問時間についてはいかがいたしますか。御意見を伺いたいと思います。

石原委員。

- **〇石原よしのり委員** 尋問時間というのは、1人当たりの質問時間とかは前回と同じような議論でよろしいんでしょうか。
- **〇松井 努委員長** 全体の、始まってから終わるまでの終了時間のことを指しています。終了時間を含めて、例えば何時間以内にするとかということです。
- **〇石原よしのり委員** 基本的には、前回4時間程度ということでやりましたから、最大4時間以内ということで私はよろしいかと思いますし、質問時間についても同様の措置でよいのではないかと思っていますので、そのように御意見申し上げさせていただきます。
- ○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** それでは、尋問方法については、先日行った証人尋問と同様とし、尋問時間は青山ひろかず議員4時間以内、松永鉄兵議員4時間以内といたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

# 「替成者举手〕

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、証人尋問を行う際の一般傍聴の入室及び報道関係者の 入室・取材についてであります。

このことについては、本委員会の運営要領に従い運営することとなりますが、 証人より傍聴拒否等の申し出がなされた場合は、本委員会において協議していた だくこととなりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○松井 努委員長 それでは、ただいま協議、決定いただいた方法により、11月 12日に松永鉄兵氏及び11月13日に青山ひろかず氏を証人として出頭を請求し、尋問を行います。

当日はあくまでも証人に対する尋問でありますので、基本的人権に配慮し、詰問や追及するような発言とならぬよう、委員の皆様におかれては、良識を持った発言をされるようお願いいたします。

**〇松井 努委員長** 次に、かつまた竜大議員及び湯浅止子議員に対する参考人の 意見聴取の方法等についてであります。

参考人に対する意見聴取の方法については、先ほど決した証人尋問の方法と同様といたしたいと思いますが、聴取時間についてはいかがいたしますか。御意見を伺います。両参考人とも午前10時からのスタートというふうになっておりますので、その辺を留意した上でお願いをしたいと思います。

秋本委員。

- ○秋本のり子委員 大体2時間ぐらいを限度にお昼ぐらいまでとお願いしたいと思います。
- ○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 それでは、参考人に対する意見聴取の方法については、先ほど決した証人尋問の方法と同様とし、聴取時間をかつまた竜大議員2時間、湯浅止子議員2時間といたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、参考人の意見聴取を行う際の一般傍聴の入室及び報道 関係者の入室・取材についてであります。

このことについては、本委員会の運営要領に準じて運営することとなりますが、 参考人より傍聴拒否等の申し出がなされた場合は本委員会において協議していた だくこととなりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○松井 努委員長 それでは、ただいま協議、決定いただいた方法により、11月 12日、かつまた竜大議員、11月13日、湯浅止子議員に参考人として出席を要請し、 意見聴取を行います。

当日はあくまで参考人に対する意見聴取でありますので、基本的人権に配慮し、 詰問や追及するような発言とならぬよう、委員の皆様におかれましては、良識を 持った発言をされるようお願いいたします。

**〇松井 努委員長** 次に、鈴木啓一氏の証人出頭要求の変更についてお諮りいた します。

11月19日午後2時30分に証人として鈴木啓一氏の出頭を求めておりますが、同

氏より、都合により、同日の午後3時に変更してほしい旨の申し出がございました。

委員長といたしましては、この申し出のとおり、同日の午後3時に変更し、改めて同氏の出頭を要求いたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

## [発言する者あり]

**〇松井 努委員長** 午後2時半というふうに言っていたんですけれども、午後3 時からのスタートにしていただきたいということなんです。

[「お尻は5時なんですか]「3時間」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** いや、後で触れますけれども、同じように3時間ということで一応考えております。

堀越委員。

- **○堀越 優委員** 鈴木啓一前議員に関しまして 2 時半から 5 時半という時間帯でして、お尻が、じゃ、また30分ずれるということでいいですね。
- **〇松井 努委員長** そういうこともあり得るということです。
- ○堀越 優委員 はい、わかりました。
- ○松井 努委員長 それでは、これに賛成の方の挙手を求めます。

# [賛成者举手]

○松井 努委員長 挙手多数であります。よって11月19日午後3時に変更し、証 人として鈴木啓一氏の出頭を要求することと決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、鈴木啓一氏に対し、本委員会として尋問するべき事項 について御協議願います。

ただいま議決いたしましたとおり、来る11月19日の本委員会に、証人として鈴木啓一氏の出頭を請求することとなりました。

同証人に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を尋問します。 鈴木啓一氏に対する共通尋問事項案を配付いたさせます。

### 〔共通尋問事項案配付〕

**〇松井 努委員長** 一応説明をさせていただきます。ただいま配付いたしました 共通尋問事項案については、小泉文人氏に対する共通尋問事項案と同様ですが、 小泉文人氏のみに通告のあった項目を除いた内容となっておりますので、ちょっ とお目通しを願いたいと思います。

それでは、御意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** お諮りいたします。本委員会として共通して尋問する事項は 原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

## 〔賛成者挙手〕

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よって原案のとおり決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、鈴木啓一氏に対する証人尋問の方法等についてであります。

尋問の方法については、先ほど決した証人尋問の方法と同様といたしたいと思いますが、尋問時間については、前回の本委員会において、おおむね3時間と決定しております。尋問時間についてはいかがいたしますか。御意見を伺いたいと思います。

稲葉委員。

- ○稲葉健二委員 ここについての直接の部分ではないんですけれども、かかわることで、この尋問の方法が、本来は資料の持ち込みとかは一切禁止されているのは当然承知している話なんですけれども、この間、小泉証人のときに感じたのは、言葉で言っても、向こうが資料を持ってないと、すごくそこで時間の復唱のロスとかが感じられたので、あらかじめ自分の持ち物だと、例えば資料に記入とかがされる可能性もあるかもしれないんですけれども、これを当日、通告事項だけは手元に持たせた上でしたほうが質問に対しての反応も早いように感じるんですけれども。
- **〇松井 努委員長** 資料ということですか。本人が資料を持ち込むと。
- ○稲葉健二委員 資料というか、この通告文書のみということです。
- ○松井 努委員長 通告に対しての資料を持ち込むということですか。
- ○稲葉健二委員 いや、通告書だけ。そうすると、例えば何ページの何番って、この間私たちが言っても、本人は聞いていることの復唱だと、そこで結構もたつきとか時間があるので、一応ルール的には資料持ち込みはあれなんですけれども、例えばこの委員会で協議の上、それを許すものとして捉えることができるのであれば一考していただいたらどうかなという提案なんです。
- **〇松井 努委員長** 今の件について、ほかの皆さん、御意見いかがですか。 佐藤委員。
- ○佐藤ゆきのり委員 今、稲葉委員が話したとおりだと思いますね。そのほうが時間のロスがなくやれると思いますので、そのときの配付であればいいんじゃないですかね、当日の配付。そう思います。

- **〇松井 努委員長** 今、稲葉委員、佐藤委員が言われているのは、当日、式次第 と同じ形でまっさらなものを置いておくということでいいですか。
- **〇稲葉健二委員** だから、持ち込みはさせないけれども、そこに通告書と同じも のだけ置いておく。
- 〇松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩午後1時21分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

ただいま皆様からお話がありましたとおり、今後の百条委員会においては、証 人及び参考人に対しては、あらかじめ質問の内容については、当日、その席に配 付をさせていただくという……。

副委員長。

○越川雅史副委員長 済みません、今後はというか、この12日、13日、19日に関してはそれでいいと思うんですけれども、それ以後についてはまた、いろんな状況があると思いますので、その都度ということのほうがいいのかなと思います。だから、いつも何か質問事項を机の上に置いておくことを、今後ずっとそういう規則にするのではなくて、この間の10月9日の反省を受けて、今後、11月12日と13日と19日は似たようなやりとりをするわけですから、そのときはこれを置いておくというのはいいと思うんですけれども、原則として持ち込むべきものではないので、取り計らいの原則は動かさないようにするべきなのかなと思うんです。(「持ち込みではない」と呼ぶ者あり)持ち込みじゃなくて配付ね。だから、原則は資料はない中で記憶と良心に従って答えるのがあれですから、いつ、何どきでも資料が机の上に置かれてある状態にしちゃうというのはちょっと行き過ぎなのかなと。12日、13日、19日に限っては、そういう運用をするということにとどめるほうがよいのではないかと思います。

〇松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩午後1時23分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

ただいま越川副委員長のほうからそのような提案がありましたけれども、ほかの皆さんの御意見を伺います。皆さんのほうの先ほど取りまとめたことにおきましては、次回以降は証人、参考人、ともに質問の内容については当日配付をさせていただくというふうに委員長としては申し上げましたけれども。

稲葉委員。

- ○稲葉健二委員 今、越川副委員長が言われていることも理解しますが、基本的には通告書というのは先にもらっているものであって、それを記憶させてどうこうというよりも、基本的なルールとして、別に持ち込みをさせることではなくて、そこに私たちが同じ通告書を持っているものであれば、それと同等に進めること自体は、今後、例えば、今回のみを決めるとか、今回の部分だけを決めなくても、基本的な形としては、スムーズな進行を行う上では必要かと思いますので、特段、今ということにこだわらなくてもいいと思います。
- 〇松井 努委員長 ほかに。

佐藤委員。

- ○佐藤ゆきのり委員 今回の12日、13日、それから19日に関しては当日配付で、 これで構わないと思いますが、将来においては、どういった状況か、推測がちょ っと不可能ですので、とりあえずはその3日間に関してお決めいただければよろ しいんじゃないかなと思います。
- 〇松井 努委員長 ほかに。

三浦委員。

**○三浦一成委員** 今、佐藤ゆきのり委員からもおっしゃられたんですが、私もほぼ同意見でございまして、原則としては百条委員会においては、越川副委員長もおっしゃったように、証人、あるいは参考人の記憶、そして良心に基づいての証言、あるいは陳述になると思いますので、今回に関しては例外的に認める。しかしながら、今後に関しては状況を見ながら、認めるか認めないかはその都度議決をしていくほうがよろしいのかと思います。

以上です。

**〇松井 努委員長** ほかにございますか。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩午後1時27分開議

〇松井 努委員長 再開いたします。

御意見を伺います。

堀越委員。

- ○堀越 優委員 先ほど越川副委員長が言われたとおり、また佐藤委員も言われたとおり、12、13、19日でいいと思いますけれども。
- 〇松井 努委員長 わかりました。

それでは、12、13、19日のみというような、まず御意見が出ましたので、その日に限っては通告の内容について配付をするということで賛成の方の挙手を求めます。

## [賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手多数であります。よってそのとおり決しましたので、御 了承願います。

尋問時間はおおむね3時間ということで意見が出たんですけれども、ほかに御 意見ないですか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** それでは、尋問方法については、先ほど決した証人尋問の方法と同様とし、尋問時間を3時間といたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

# [賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

○松井 **努委員長** 次に、証人尋問を行う際の一般傍聴の入室及び報道関係者の 入室・取材についてであります。

このことについては先ほど来のとおりですので、御承知おき願います。

**〇松井 努委員長** それでは、ただいま協議、決定いただいた方法により、11月 19日に証人として鈴木啓一氏に出頭を請求し、尋問を行います。

当日はあくまでも証人に対する尋問でありますので、基本的人権に配慮し、詰問や追及するような発言とならぬよう、委員の皆様におかれましては、良識を持った発言をされるようお願いいたします。

**〇松井 努委員長** 次に、地方自治法第100条第1項に基づく記録提出の件についてであります。

本件については、前回の本委員会において意見が出されましたが、本日、再度 伺いたいと思います。資料請求含めて、そういうような意見があったと思います が、再度御意見を伺います。

越川副委員長。

**○越川雅史副委員長** 前回の委員会において、記録提出の件で求めましたことを 再度申し上げたいと思います。 まず、平成24年度及び25年度におけるアンケート調査に際して、アンケート用紙を印刷した三立工芸株式会社が発行した見積書、あるいは小泉議員、鈴木啓一前議員のボランティア・新生会・市民の風が発注した注文書なり、三立工芸の注文請書、納品書、請求書及び領収書と、これらの書類を確認する必要があると思います。

あと、これはちょっと提出、望めるのかどうかわからない、微妙な部分あると 思うんですが、平成24年、25年における領収書の発行控え、有限会社クアンです ね。これについて、もし御提出いただけるのであれば、領収書は何枚ぐらい発行 されているのかというのを確認する意味で、これは必要になるんじゃないかなと 思います。

あとはアンケートの現物なんですが、これまで廃棄されたということで、我々も、どの委員も見たことないとは思うんですが、三立工芸という現存している会社で刷っているものですから、現物というのはもう1回刷ってでも提出していただければ、はがき大の長形のサイズというものでどんなものかがよりわかって慎重に調査できると思いますので、サンプルで三立工芸なのか、小泉議員でも鈴木前議員でも結構ですが、アンケートの現物を1点――1点というか、何枚かあったほうがいいとは思うんですけれども、サンプルとしてアンケートの現物ですね。あと、ちょっと、休眠がいつからなのかというところが議論になったと思います。ですので、過去の決算資料ですね。要は創業以来、ずっと休眠だったのか。営業していたんだけれども、どこからかで休眠になったのか、今のところわかりませんので。また、納税も同じですね。納税、ずっとしていないのか。あるいは、どこかまでしていたけれども、休眠になってからしていないのか。このあたりを確認する必要があると思いますので、過去における直近の決算資料と納税証明の資料ですね。納税はまた時効の関係がありますので、もし納税資料を提出できないとしても、決算資料等などで裏づけできればよいのかなと思います。

ということで、大きく5点ほどですね。三立工芸関係のアンケート印刷に係る見積もり、注文、注文請、納品、請求、領収の各書類ですね。あとは平成24年度、25年度の有限会社クアンの領収書の発行控え。3点目がアンケート回答用はがきの現物で、これは今から再印刷していただいて構わないので、サンプルまでにいただきたいということと、あとは過去における直近の決算資料と過去における直近の納税をしていることの証明資料ということですね。以上、大きく5点になります。

○松井 努委員長 4番目の決算資料と納税証明書は前回の尋問のときにもない

というような返答があったんじゃないんですか。

〔越川雅史副委員長「はい」と呼ぶ〕

- O松井
   努委員長
   それでも、なおかつですか。

   副委員長。
- ○越川雅史副委員長 なかったのは平成24年と25年の話で、それで今回提出を求めるのは、それをもって決算書類がない、納税資料がない、納税をしていないという言い方をするのは、もしかしたら不適切かもしれないわけで、23年度までやっていました、22年度までやっていましたとなると、24年、25年がなかっただけで、我々も決算資料がないとか、納税していないということを余り軽々しく言うべきではなくて、休眠になってからやってなかっただけで、それ以前にちゃんとやっていたというのであれば、そこら辺は誤解のない発言をしていく必要があると思いますので、実際、この会社がいつまで営業していて、決算をしていて納税していたのか確認するのは、この調査の上でも重要になるのかなと。
- **〇松井 努委員長** 要は、もし決算書、納税証明書があればということですね。 あれば、年度に限らず……。

[越川雅史副委員長「直近の」と呼ぶ]

- **〇松井 努委員長** 直近のものを欲しいということですね。 〔越川雅史副委員長「はい」と呼ぶ〕
- 〇松井 努委員長 今、じゃ、5点ですね。

[越川雅史副委員長「はい、大きく」と呼ぶ]

- **〇松井 努委員長** ほかには何かございますか。 石原委員。
- **〇石原よしのり委員** 前回の証人喚問の日の百条委員会で申し上げたんですけれども、小泉文人議員がアンケートの調査報告書のパソコンデータが、御自分のパソコンで作成されて、まだ残っているはずだと。提出については検討しますというお約束をされています。このパソコンデータ、これによってプロパティを見れば作成日付だとかもわかってくるということで、これを提出願いたいと思っています。
- ○松井 努委員長 ほかにございますか。 鈴木委員。
- ○鈴木雅斗委員 平成23年、24年、25年の件が調査対象となっております。それ以外の日をやるということは、今百条委員会の調査権を越権しているというふうに、私、危惧しますので、こちらの件に関しては反対させていただくのと、加え

まして、この資料提出の目的について再度提案者のほうにお伺いしたいです。

**〇松井 努委員長** 今の最初の年度のことについてはわかりましたが、資料提出がなぜ必要かということですか。

[鈴木雅斗委員「はい」と呼ぶ]

〇松井 努委員長 資料提出がね。

[鈴木雅斗委員「はい」と呼ぶ]

- ○松井 努委員長 じゃ、もう1度、副委員長、答えていただけますか、1、2。 ○越川雅史副委員長 有限会社クアンについては決算資料がなかった、あるいは 納税していなかったというのがこれまで新聞報道等でもなされています。この間 まで我々も休業している会社だということはわからなかったんですが、今回、10 月9日の委員会において休業しているという話がわかって、ただ、いつごろから 休業したのかというような質疑も出たんですが、それについてちょっと十分に回 答もなかった中で、過去においては納税していたし、決算もしていたのであれば 我々も発言に気をつけなければいけないと思いますし、逆に過去にさかのぼって も決算していない、納税していないということであれば、この会社というものの 性質も、政務活動費を使って印刷業務を発注するという点でどうだったのかとい う判断材料の有力な情報にもなると思いますので、この点、求める必要があると 私は考えております。
- **〇松井 努委員長** 鈴木委員、わかりましたでしょうか、今の説明で。 鈴木委員。
- ○鈴木雅斗委員 やはり平成23年から25年の政務活動費の切手代が調査となっていて、本特別委員会でも平成23年から25年というふうに限定されております。それ以外の小泉氏の、個人なのか法人なのか、ちょっと会社法人の知識がないので、どのように表現すればいいかわかりませんが、その範囲から外れているということは調査権の濫用を意味しているのではないかなというふうに危惧しております。なので、平成23年以前のクアンの提出というものは、私はちょっと控えたほうがよいのではないかと思うのと、加えてクアンの件に関して、政務活動費に関して証人喚問や参考人招致がまだ終わっていない状況なので、証人喚問や参考人招致を終わった上で、じゃ、どのような資料提出が必要なのか、これ以上の資料の提出が必要なのか。あるいは、資料は一旦やめて、出た意見をまとめた上で、百条委員会として、その中間点として、何かそういった報告をするべきかどうかというものを整理するべきではないかというふうに私は思います。
- **〇松井 努委員長** それでは、ただいまの越川副委員長のほうから出ました、年

度を限らず、この決算書、納税証明書を請求する件につきまして、ほかの委員の 方の御意見を伺いたいと思います。

髙坂委員。

**○高坂 進委員** クアンという会社は、僕もちょっと調べたら、平成17年に市川に住所変更がされています。そういう点でいうと、平成17年以降、全くの、初めからの休眠会社だったのか、それとも一時やっていたのかということは大変重要な問題だというふうに僕は思います。もともと全く休眠状態のものを使ったとすれば大変悪質なやり方だというふうに僕は思っていますので、そういう点では必要かなというふうに僕は思っています。

それともう1つ、資料の問題について言えば、この間の尋問でわかったことがある。それによって必要なものについてはなるべく早くやるべきだ。例えばクアンが実際には仕事をしていなかったというのがわかったわけですから、実際に仕事したのは三立さんだったというのがわかったわけですから、そうすると三立さんへの必要な資料というのは、やっぱりなるべく早く提出をしてもらうということが僕は必要だというふうに思います。

- 〇松井 努委員長 金子委員。
- **○金子貞作委員** 今、髙坂さんが言ったとおりなんですが、やはりこのクアンが休眠状態。ずっと過去にさかのぼって、こういう状態の会社に政務活動費が支払われていたということになると、これはやはり大変重大な問題になってくるし、ペーパーカンパニーという、こういうことになっちゃうわけで、その辺の白黒はきちんとやっぱり確認する必要があるのではないかというふうに思います。
- 〇松井 努委員長 ほかには。

三浦委員。

○三浦一成委員 今、鈴木委員からの御意見もありましたけれども、髙坂委員だったり、金子委員だったりとほぼ同意見なんですが、いつからこの有限会社クアンが休眠状態にあったのかというのは、本特別委員会の調査対象であるアンケートが実際に実施されているのか、そして、切手が本当に使用されたのかという2点についての内容を越権するものではないと私は思っていますので、これは直近のクアンの資料を求めるということは何ら問題はなく、かつ、この委員会にとっては必要であると私は認識をしております。

以上です。

**〇松井 努委員長** 鈴木委員、御了解いただけますか。 鈴木委員。 **○鈴木雅斗委員** ちょっと残念ですが、私が理解できない点は、今回の調査というのは平成23年から25年までの政務活動費の調査であって、それ以前の調査をなぜするのかというものがいささか不可解だというところがありまして、それはやはり、仮の話だとするのであるならば警察や公安委員会、検察がするべき範囲なのではないかなと。

ちょっと、やはり感じているのは、小泉文人証人に関して言うのであるならば、まだこういった政務活動費で疑義があるというふうに言うのか、あるいは、まだ調査をしているというふうな段階で疑いを持つという範囲ではないと思うんですよね。なので、あくまでも調査は調査で23年から25年に限定されるべきであって、それを逸脱した場合、調査権の濫用という形を本当にとられてしまうおそれがあるというふうに私は思っております。なので、改めて23年から25年以前の分に関する資料の提出というものは調査権の濫用ではないのかという御指摘をさせていただきます。あとは委員長の采配にお任せいたしますので、よろしくお願いします。

**〇松井 努委員長** 鈴木委員の御意見は御意見として承っておきます。

ほかにこの件についてございますでしょうか。ほかにはないですか、この件につきましては。――それでは、余りこの問題について採決するのは妥当ではないような気もいたしますけれども、やはり大変重要なポイントでもありますので、皆さんの御意見を伺いました。今、鈴木委員のほうから、越川副委員長の言われた中の4と5については、調査対象外の前年まで必要ないというふうな御意見についてであったと思いますが、越川副委員長の言うとおり、この分についても資料として請求することに賛成の方の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手多数でございますので、この件につきましても御了解願いたいと思います。

それともう1つ、先ほど石原委員のほうから、アンケートのパソコンのデータについてでありますが、プリントアウトしたものを提出してもらうのか、データそのものを資料として出してもらうのか。どちらでしょうか。

石原委員。

- **〇石原よしのり委員** データそのものだと私は申し上げたはず。
- 〇松井 努委員長 暫時休憩します。

午後1時45分休憩午後1時46分開議

〇松井 努委員長 再開いたします。

それでは、本件調査事項に関する調査を行うため、小泉文人議員に対し、地方 自治法第100条第1項の規定に基づき、1点目が三立工芸株式会社の発行した見積 書、注文書、注文請書、納品書、請求書及び領収書。2点目といたしまして、有 限会社クアンの平成24年度、25年度における領収書の控え。3点目といたしまし て、回答用はがきのアンケートの現物……。

[「三立の年度がちょっと今漏れていたような……」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** 済みません。三立工芸につきましては、24年度及び25年度におけるアンケート調査に際し、アンケート用紙を印刷した三立工芸株式会社が発行した見積書、注文書、請書、納品書、請求書及び領収書であります。3番目としまして、アンケートの回答のはがきということですね。それから4番目といたしまして、過去の決算書類。

[「有限会社クアンです」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** ごめんなさい、有限会社クアンの過去の決算書。5番目といたしまして、有限会社クアンの納税の資料ということでございます。それから6番目といたしまして、アンケート調査報告書のパソコンのデータということであります。

副委員長。

- **○越川雅史副委員長** 有限会社クアンので、平成24年で緑風会第1分が1個ある と思います。あと、ボランティア・新生会・市民の風で4点と、25年が3点ある と思いますので、8アンケート分になりますので、その点、議会事務局に御確認 していただけますようお願いします。
- **〇松井 努委員長** 以上の提出を求めたいと思いますが、御意見を伺います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** その期限につきましては、11月9日といたしたいと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** お諮りいたします。ただいま決定した記録について、小泉文 人議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、11月9日までに提出を求める ことにいたしたいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

**〇松井 努委員長** 挙手多数であります。よってそのとおり決しました。 ちょっと休憩いたします。

#### 〇松井 努委員長 再開いたします。

先ほどちょっとそごがありまして、少し言い方を間違えた分がありますので、 再確認をさせていただきます。

越川副委員長のほうから、三立工芸に対して云々というふうな資料提出があったわけでございますが、これはあくまでも前回の証言の中にもありましたように、三立工芸株式会社が、今、政務活動費の市川市の会派の、小泉さん、鈴木啓一さんの会派から印刷の仕事を受けたか、受けなかったかということが1つのポイントでありますので、三立工芸さんがその辺のところでアンケート用紙を印刷したという関係上の書類をもらいたいというように訂正をさせていただきます。ですから、あくまでもクアンさんとか小泉文人さんじゃなくて、この間からの尋問の中ではっきりしたことは、三立工芸さんに依頼をして印刷をしてもらったというような回答があったわけですから、三立工芸さんから資料をいただくように請求をするというふうになりますので、小泉さん、クアンさんからではないというふうにさせていただきたいと思います、この1番についてはですね。それで了解でよろしいですか。

# 〔「3番も」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** 3番もそういうことになりますね。1番と3番はそういうふうになりますね。アンケートの回答のはがきについても、印刷をしたのは三立工芸さんであるというふうに言われたわけですから、そちらのほうから資料を出していただくと。

それでは、少し混同いたしておりますので、もう1度、私のほうから再度、この件につきましては、今までのことにつきましては曖昧な点もございましたので、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出についてでありますけれども、もう1度やり直しをさせていただきたいと思います。

本件の、委員のほうからは意見としてはお伺いいたしましたので、まず1点目の……。じゃ、済みませんが、もう1度、この件についてはやり直しをしたいと思いますので、前回の本委員会において意見が出されましたので、本日、再度伺いたいと思います。

越川副委員長。

**○越川雅史副委員長** それでは、私のほうから5点ですね。大きく、三立工芸株式会社について2点と有限会社クアンに対して3点ですね。三立工芸については、

平成24年度及び平成25年度において、会派ボランティア・新生会・市民の風が合計7件のアンケート印刷を発注しておりますので、これに係る見積書、注文書、注文請書、納品書、請求書及び領収書、それぞれ原本、あるいは写しですね。ないものもあるのかもしれませんが、これらについて一式御提出を願いたいということと、あとはもう1点としては、その7件分のアンケートの現物ですね。このようなものを刷りましたというものを、三立工芸株式会社は現存する会社ですから、データの控えがあるかもしれませんし、これからつくることもできるかと思います。ただ、これはちょっと費用の関係もあるかと思うので、スムーズに提出いただけるのか、あるいは小泉議員を通じたほうがいいのか。ちょっとここら辺あるとは思うんですが、まず三立工芸に提出を求めたいと思います。

あと有限会社クアンに対しては、平成24年及び25年度における領収書の発行控えの現物または写し。あとは、過去における直近の決算資料と直近の納税証明資料ですね。大きく、この5点の提出を求めたいと思います。(発言する者あり)注文書はもらっているから。だから、注文書だったら原本が残っている。だから、原本または控えと言いました。(「写し」と呼ぶ者あり)原本または写しと言いました。(「控え」と呼ぶ者あり)控え。(「写しと言った。会社側が持っているのは控えですよね」と呼ぶ者あり)控え、またはその写しです。(「クアンのほうで控えと言った」と呼ぶ者あり)わかりました。控え、またはその写し。原本または控え、またはその写し。

では、済みません、原本または控え、またはその写しで、会社の出せるもの、 出せないもの、出しやすい出し方、あると思いますので。ただし、事実関係がわ かるものという意味ですね。あと、有限会社クアン分は小泉議員に対して提出を 要求するということです。

以上です。

- ○松井 努委員長 石原さんのほうも、もう1度、悪いですね、お願いします。
- **〇石原よしのり委員** 小泉文人証人の回答にありましたとおり、アンケート調査報告書、全部で8回分ですけれども、それの残っている分のパソコンデータをメディアに記録した形で御提出願いたいということです。
- O松井 努委員長 それでは……。鈴木委員、何ですか。

〔鈴木雅斗委員「反対意見のやり直しをしたいと思います」と呼ぶ〕

- 〇松井 努委員長 どうぞ。
- ○鈴木雅斗委員 この100条1項は今やり直しているということで認識間違いないですよね。

# 〇松井 努委員長 はい。

○鈴木雅斗委員 でしたら、三立工芸、これ、調査権発動する前に伺ってほしいのが、データに関して、私も政治活動していた時代にビラを入稿するということがあるのですが、このデータの保管というものは、長期間保管しているというのはないと思うんですよね。例えばデータ入稿サービスというものがあって、3カ月だったり、半年だったり、まず調査権を発動する前に委員長、副委員長は協議をした上で、こういったデータの保管やそういった決算書類のそういったものはどういうふうになっているのかというものを調査をした上で、あと、こういった直近の決算資料というふうにおっしゃっていますが、年度が指定されていない状況で、じゃ、直近のデータを出してくださいという大ざっぱな状況で出したら、またこちらは正しいデータが戻ってくるのかというふうな点に関しても疑問に思いますし、先ほど申し上げたとおり、年度から離れている。23、24、25年度から対象外の年度というものはやはり本調査権から逸脱をしているというふうに思うのですよ。なので、この件に関してはしっかりと整理をした上で、もう1度、一旦各会派に持ち帰った上で、あるいは証人喚問並びに参考人招致が終わった後に再提出を議論するべきではないかというふうに意見をさせていただきます。

# 〇松井 努委員長 御意見として承りました。

今、話も出ましたので、再度皆様にお諮りをいたします。以上 6 点、資料の請求がございましたけれども、各委員におかれましては、この資料請求に対して、ほかに御意見ございますでしょうか。

## 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** ないようでございましたら、この資料を請求することに賛成 の方の挙手を求めます。

## [賛成者举手]

○松井 努委員長 挙手多数でございますので、可決いたしました。

それでは、本件調査事項に関する調査を行うため、地方自治法第100条第1項に基づき、第1といたしまして、小泉文人議員に対しましては、有限会社クアンの平成24年度及び平成25年度における領収書の控え。それから2点目といたしまして、過去の決算書類。それから3点目といたしまして、過去の納税資料につきまして……。

## [「直近のもの」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** それでは、一番古いものと新しいものをお願いしたいと思います。

それから、三立工芸に対しましては、平成24年度及び25年度におけるアンケート調査に際し、アンケート用紙を印刷した三立工芸株式会社が発行した見積書、注文書、注文請書、納品書、請求書及び領収書。2点目といたしまして、アンケートの回答用のはがきの現物またはサンプルということでございます。

次に、アンケート調査による報告書のパソコンのデータについてですね。 以上 6 点について提出を求めたいと思いますが、御意見を伺います。

[「提出の期限」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 期限は11月9日といたしたいと思いますが、御意見を伺います。

# [「なし」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 お諮りいたします。ただいま決定した記録について、小泉文 人議員並びに三立工芸株式会社に対し、地方自治法第100条第1項の規定の基づ き、11月9日までに提出を求めることにいたしたいと思います。これに賛成の方 の挙手を求めます。

# [賛成者举手]

**〇松井 努委員長** 挙手多数であります。よってそのとおり決しました。

**〇松井 努委員長** 次に、次回の開催についてであります。

次回の開催は、先ほど議決いたしましたとおり、11月12日午前10時からとさせていただきますので、御了解願います。

また、次の次の回の開催についてであります。11月13日午前10時からとなりますので、あわせて御了承願いたいと思います。

**○松井 努委員長** 最後に、皆様のお手元のほうに委員会の会議録の速報版をお渡ししてあると思います。その中のページ数で21ページを開いていただきたいと思います。その後に、平成27年10月9日午後1時……。

# [「21」と呼ぶ者あり]

**○松井 努委員長** その中の6ページ目、わかりますでしょうか。10月9日の分の中途からです、途中から。21ページをまず開いていただいて、次に出てくるページが10月9日の分が出てくると思います。10月9日の分のその委員会の中の6ページです。そこに私が委員長として──わかりません……。これはわかりますか、速報版。

[「2日分入っている」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 2日分入っているんです。最初のやつが10月2日の分なんです。その次、21ページの後に10月9日の分が入っているはずです。その中の10月9日の分のほうに入って6ページです。そこの約7行目ぐらいから、委員長のところに、「ただいま証人から宣誓を拒否する旨及び拒否する理由の疎明がなされました。この件につきましては記録に残し、その取り扱いは必要により後日協議することといたしたいと思います」というふうに前回の委員会で申し上げたわけでございます。よろしいでしょうか。

[「21ページの次のページって、22ですか」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 22はないんです。

[「ページ数がないということ」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 ページがなくて……。

[「最初からいくと、21の次が9日の日の議事録に変わる」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 そうです、9日の議事録に変わる。

[「9日の議事録の今度は……」「2つあるんですよ、2つ」「そういうふう に言わないから、みんながごちゃごちゃになっちゃう」「9日の議事録の 6ページね」「やっとわかりました」と呼ぶ者あり〕

**〇松井 努委員長** わかりましたか。書いてある情報わかりますか。要は宣誓を拒否した件についてであります。言っていること、わかりますね。ここは「後日協議することといたしたいと思います」というふうに私が発言をいたしておりますけれども、この件につきましては、まだいつというふうにはうたっておりませんし、きょうまた申し上げることもできませんので、あくまでも後日、この宣誓の件については協議をするというふうに皆様に御理解をいただきたいと。わかりましたか。

[「きょう、やらない。後日」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** というのは、皆さんの御意見を聞いた上で、きょうやる必要があったら、きょうやってもいいんですが、それこそ、まだほかの証人、ほかの参考人のことも聞いておりませんので、きょうやったほうが……。

じゃ、諮りましょう。そのように協議いたしますと言った以上、きょう、その件について協議したほうがいいのか、後日、証人喚問、参考人招致が終わった後に協議したほうがいいのか。まず、そこから御意見を伺います。

金子委員。

**〇金子貞作委員** やはりこの次の会議の前、きょう、やはりやったほうがこの次の会議に生かせるのではないかなというふうに思います。今回、証人尋問は初め

ての経験だったので、委員長も本当大変だったと思いますが、我々もよくわからないまま進めた部分もあったと思いますが、いずれにしましても、宣誓を拒否されたというのは、私は、これは本当の理由になっているのかなということを申し上げれば、ちょっとやはり宣誓拒否する理由には当たらないんじゃないかなと。証人尋問というのは、まず宣誓するというのが大前提だというふうに思っていたものですから、宣誓が拒否されたというのは、やはり非常に今後に与える影響も大きいので、この次の人も、じゃ、私も拒否しますと、こういうことが可能になっていっちゃうんじゃないかと。そういう面では、今回の理由が本当に妥当だったのかどうかというのをしっかり検証する必要があるのではないかというふうに思います。

- **〇松井 努委員長** ほかに御意見伺います。 高坂委員。
- **○高坂 進委員** 既に小泉さんの尋問が済んでいる。そうすると、この問題が早く、きちっとした形をやっておかないと、この間の尋問が一体どういうふうになるのかということがかかってくるわけですよね。だって、拒否が正当だったのかどうなのか。正当でなかったとしたら、あの証言をどうするのかという問題が出てくるので、これは早くちゃんとやっておかないとまずいと思いますよ。
- **○松井 努委員長** ほかに御意見伺います。──それでは、この10月9日の速報版の5ページに、小泉証人から出された文書ございますね。これをちょっと目を通していただきたいと思うんですが。疎明書と言うんでしょうか、そういう文書が提出されまして、私が朗読をさせていただいたと思うんですが。

佐藤委員。

- **○佐藤ゆきのり委員** 先日、顧問弁護士の方に同席していただいたわけですけれども、この宣誓文が本当に正当な理由に当たるのかどうか。その辺の御確認をぜひしていただきたいなと。参考までに御意見をお伺いしたいと思います。
- 〇松井 努委員長 三浦委員。
- **○三浦一成委員** 今のに付随してなんですけれども、小泉証人が先日陳述をされた中で、通告外だからと言って尋問に答えなかった場面があったかと。今、まだ速記録を確認をしているので、ちょっと、あったかという記憶になってしまうんですが、もしあったとしたら、それが証言の拒絶になるのかどうかというのも含めて、あわせて検討いただきたいなと思うので、そちらもお願いいたします。
- **〇松井 努委員長** ただいまの件につきましては、弁護士さんのほうにお伺いすることはいたしますが、先ほど金子委員、髙坂委員のほうから出ましたように、

きょう、この宣誓についての正当性があるか、ないかはきちんともむべきである というような御意見が出たわけでございますが、それに関して皆さんの御意見を 伺います。きょうやるべきか、やらないべきかについてお伺いをいたします。 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 この点に関して極めて難しい問題だと思います。そもそも証言の拒絶に関する判例なども調べないといけないと思いますし、この委員の皆様の中でそういった判例、具体的な宣誓拒否で判例を明示される方がいらっしゃって、宣誓拒否が正当である、不当であるという法的な立場の議論でできるのでしたら、私もやぶさかではないと思うのですが、私も含めて準備不足であります。なので、仮にこの宣誓拒否に関して正当か不当かということを本日取り扱うのは時期尚早ではないかというふうに強く思います。

## 〇松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 今の鈴木委員からの御指摘もありましたが、証言拒絶権に関しては、条文に関しても明文化されております。これは、もちろん、ここで正当性を議論するという、議論は必ず必要なんですが、その判断は司法にはなってくるかと思います。ただ、今回の小泉証人がここの条文の上で証言拒絶権の中に規定をされているものに当てはまるかどうかの議論をするということはやぶさかではないと私は逆に思いますし、ここでそれをしなければ逆にいけないと思いますので、本日やるべきであろうと思っています。

## 〇松井 努委員長 髙坂委員。

**○高坂 進委員** 法的ないろんな問題があるということは、それはあるのかもしれません。だけども、ここで議事録を読んでみるとわかりますけれども、例えば一部の主動者の意図を反映した私の政治責任を追及するための資料集めであると認められるというふうに言っている。その後の私の政治責任を追及するためにやっているんだという、これが骨格になっている。それが事実として皆さん──私は、一度もそう思ったことはこの委員会でないけれども、それが事実として本当にあるのかどうなのか。そんな事実なんか、僕は全然ないと思いますよ。そういう事実の確認をまずやるべきだというふうに思いますよ。

**〇松井 努委員長** それでは、私もきょうは、先ほど冒頭に申し上げたとおり、 この件につきましては、きちんとまだ調査もしておりませんし、弁護士さんのほうとも相談をしてない状況でございましたので、きょうではなく、後日でいいのかなというふうな認識があったこともありまして、また、弁護士さんのほうも時間等の日程もとれなかったものですから、やはりこれは専門的なことを要します ので、きょうの皆さんの御意見を踏まえた上で、弁護士さんのほうと相談をさせていただいて、そういう基礎的知識をきちんと私どものほうもお話を聞いた上で、また皆さんのほうにお諮りをするというようなことでいかがでしょうかね。

**○越川雅史副委員長** 確かに顧問弁護士の方の意見というのも大事だと思うんですが、先にそれを聞いてしまうと委員の判断が揺らぐおそれがあると思いまして、事前にこちらで話し合った上で、その判断で問題ないかという聞き方をするほうが顧問弁護士の使い方としては正しいのではないかと。顧問弁護士の見解によって、委員がそれに反するような話ができなくなるというのがちょっと懸念されるところですので。あくまで我々は我々として意見を言い合い、結論を出して、それについて法的に問題がないかチェックしてもらうというのが顧問弁護士の正しいあり方なのかなと私は思います。

〇松井 努委員長 宮本委員。

副委員長。

- **○宮本 均委員** 宣誓拒否した後、委員長のほうが継続しましたよね。私は、その趣旨は大事だと思いますね。大体、宣誓拒否した時点でちょっと待てとか、中止とか、そういう声は一切上がってないですから。もしあれば、その時点で言うべきだったと思いますよ。だから、今、調査項目、副委員長がおっしゃいましたが、委員長、副委員長でまず、この点はどうかというのをひとつ考えていただくというのはどうでしょうかと言わせていただきます。
- 〇松井 努委員長 鈴木委員、いいですか。

[発言する者あり]

- **〇松井 努委員長** また整理しますから。 石原委員、どうぞ。
- **〇石原よしのり委員** 今、宮本市議がその場で意見が出なかったと言ったんですが、実は私、意見を言おうとして手を挙げたんですよ。そのときに松井委員長のほうから、継続してやるということをおっしゃられて意見を言う機会を失いました。ですから、宮本さんがおっしゃっているのはちょっと事実誤認かと思っています。

それでこれ、結局、小泉さんが宣誓を拒否した理由というのが、百条委員会の解説書でも、法律のほうにも載っている理由とは基本的には合っていないと私は思っています。何よりも小泉さんがおっしゃっていたのが、この百条委員会の趣旨自体が、あるいは目的自体が、本来の百条委員会の権限を逸脱しているからだということで、百条委員会の存立自体の正当性を理由に挙げられたということで、

それは別の問題。それは弁護士にお聞きになっていただいて結構です。

ただ、今、これがちゃんとした百条委員会として成立した以上は、この理由は当たらないと私は思ったので、手をそのとき挙げたつもりです。ですから、そこについては改めて、そういう聞き方をしていただきたい。この百条委員会の中での宣誓拒否の理由というのは、身内や自分が刑事訴追を受ける可能性がある。それに当たるかというと、それはここには僕は当たらないと思っているので、そういう分けて考えていただければと思いますし、弁護士に御相談いただくのも構わない。全体的な議論する前に弁護士の御意見をとっていただくのは構いませんけれども、そういう整理の中でお考えいただければと思っています。

**〇松井 努委員長** ただ、一応整理させていただきますが、いずれにしましても、宣誓をしようが、しまいが、あるいは証言を拒絶しようが、しまいが、多少の勉強をさせていただきましたが、それは証人、参考人の自由なんですよね。最終的には、結局、もしそれがおかしいとなったとしても、百条委員会でおかしいと思ったとしても、百条委員会が告発をするとか、そういうことをするというのは相当の証拠がなければいけないわけですし、また、我々も心してやらなきゃいけないことですから、そこに発展するためにも大変大きな問題ですね。なおかつ証人に対して証言拒否、あるいは虚偽をしたというようなことについての告発につながるような大変大きな部分もありますよね。

ですから、私はなぜ流したかといいますと、大した知識はありませんが、証人、参考人がそのように言ったのであれば、そのとおり、百条委員会としてはきちんとそれを受けて書いて、そのとおり報告をするのが百条委員会としての仕事である務めかなと。というのは、私にしましても、皆さんにおかれましても、ここででき上がった、いろんな物事が起こったことを全て含めていいの悪いのというふうな判断をして、判定をして、また、それを告発するとか云々ということについてはまた別問題になってくるというふうに私は考えておりますので、ですから、一応皆さんから、今、副委員長からも出ましたけれども、じゃ、この宣誓拒否について、どのような議論をするかといいまして、宣誓がおかしいじゃないかとか、いいの悪いのというふうな判断をして、それを例えばここで、百条委員会で結論を出したとして、そして、それを最終的にどういうふうに伝えるのか。あるいは、逆に証人にまた来ていただいて、もう1回、きちんと宣誓をしなさいというようなことを言う権利があるのかどうか。それも含めて、私は専門外ですから、その辺のところで、一応最終的に全部の話が終わったところで弁護士さんからも話を聞いた上で、それで百条委員会に、この宣誓についてはどうしましょうかと諮る

ことのほうが一番正しいような気がしますので、私は流したといえば、私の主観も入っておりますけれども、そのようにしたつもりです。しかし、発言した以上は、このことについて皆さんに報告をしなきゃいけないので、きょうは報告をさせていただいたということです。

副委員長。

○越川雅史副委員長 まず、法律的な解釈適用の話と、この理由について我々がどう聞くのかというのは分けて考えてもいいのかなと思います。例えば先ほど高坂委員も言われましたけれども、一部主導者の意図を反映した私の政治責任追及のための資料集めを行うことは明らかだみたいな話があるんですけれども、これについては全会一致で、提案理由を含めて全会派が賛同しているとか、これは事実の、例えばこういう検証はできると思います。その後、それが、じゃ、例えば正当な理由がないからといって告発する、しないとか、それはまた別問題で、宣誓拒否自体で告発ができるものでもありませんので、そこには別に法律論は当たらないかと思います。ただ、その正当な理由かどうかということは、我々が書いてある理由について議論するというのは、法律論とは別にできることであり、やるべきことであると私は思います。

○松井 努委員長 ですから、わかりましたけれども、それであるならば、きょう、その宣誓の問題について皆さんが御意見出していただいて、それは宣誓拒否はおかしかったという御意見は聞いたわけですけれども、それについて、今後の対応策として、どのようにするかというような意見を出してもらわないと、委員会としては結論的なものは出せないですよね。その宣誓をするか、しないかは本人の自由ですから。それについて、宣誓しなかった内容が非常にそごがあっておかしいと言われても、それについて、そのことを小泉証人に伝えて、もう1度宣誓をしなきゃいけないよというようなことに発展できるんですかということも含めて非常に難しい問題があるのかなという気がするんです。その辺はいかがですか、皆さんの御意見は。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 今、委員長が言われているように、きょう、今、何人かの方の意見は今議事録なり、委員長が聞かれた意見をもとに弁護士のほうと例えば正副の委員長で御相談されて、こういうケースはこういうことも考えられるとかという、ある程度知識を得た上でここで議論する分には構わないですけれども、いきなり拒否したから何だとか、こうであるということを今ここで議論するにはちょっと時期的にも内容的にも、まだ理解を十分得てないので、そこは1回、正副委

員長に弁護士さんのほうと、こういうことに関して、こういうふうに相談をして、 こういうふうに意見が出ているんだけれども、どういうふうに捉えるという部分 の意見を聞いてから議論したいというふうに私は思います。

以上です。

- 〇松井 努委員長 鈴木委員。
- ○鈴木雅斗委員 宮本委員の発言の中で、確かにおっしゃるとおり、宣誓を拒否した場合というものは1回取り計らうというふうなことをちょっと小耳にというか、耳に挟んだものでして、こういった、ちょっと、副委員長が委員の意見と法的な解釈というのが別個で考えるべきだというふうな趣旨の発言をされたと思いますが、あくまでもこの百条委員会、本件に関しての証人喚問は民事訴訟法に準じて、こちらの証人喚問並びに参考人招致というものは実施されていると思うんですよ。

仮にもしも宣誓に関して委員会に取り計らわずに進んだ場合というものは、これ、法律用語で、日本語で言うとちょっとわからないですが、デュー・プロセス・オブ・ロー――法的手続を踏むのでしたら、手順にのっとってやらなければいけないという決まりがあると思うんですよ。仮に、もしそこの部分に関して抜けているのであるとするならば、宣誓拒否そのものがデュー・プロセス・オブ・ローの法理にのっとって議論ができないのではないかという指摘も、今、私の拙い知識ながらで指摘ができるのですが、いかがでしょうか。いかがでしょうかというよりも、こちら意見として奏上させていただきますので、どうかお諮らいのほう、よろしくお願いいたします。

**〇松井 努委員長** それでは、意見も大分たくさん出たと思いますので、委員長といたしましては、先ほど来申し上げているとおり、やはり慎重を期したい問題でございますので、やはり弁護士さんと相談させていただいて、いろいろな角度から検討させていただいた上で、またしかるべきときにこの百条委員会のほうにお諮りをしたいと思いますので、本日はその辺のところで御了解願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇松井 努委員長** それでは、以上で政務活動費等により切手を大量に購入した 議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後2時27分散会